

元町会館の施設利用にあたっての注意事項

1. 施設・設備の利用等

元町会館の施設を利用される方は、札幌市東区元町会館管理運営規定に定める利用に関する規定のほか、次に定める事項を厳守し、適正な利用にご協力をお願いします。

- ①利用許可時間を厳守してください。
- ②火気の取り扱いには十分に注意してください。館内は禁煙です。
- ③設備、備品等を許可なく移動させないでください。
- ④会館内の施設、設備等に造作及び加工をしないでください。
- ⑤会館の利用に伴う機器等の操作は、係員の指示を受けて利用者が行ってください。
- ⑥施設、設備等を棄損しないでください。なお、棄損し、滅失し、又は著しく汚損した場合には、直ちに係員に届け出て、その指示に従ってください。
- ⑦掲示その他に類するものについては、許可を受けて所定の場所に行ってください。
- ⑧茶器等を使用した場合には、使用者が洗浄し、所定の場所に返還してください。
- ⑨会館の整理、整頓及び規律
- ⑩ゴミは全て持ち帰ってください。なお、窓口で事業所用のゴミ袋（1枚 240円）を購入して利用される場合は、会館所定の場所に置いてください。
- ⑪許可された利用日時又は利用施設を変更しようとするとき若しくは利用を中止しようとするときは、できるだけ早めにご連絡ください。なお、変更の場合は、改めて利用の許可を受けてください。
- ⑫駐車場（約30台収容）は向かいにありますのでご利用ください。但し、駐車場内における事故等のトラブルには関知しませんので、ご了承ください。
- ⑬その他会館の利用にあたっては、係員の指示に従ってください。

2. 安全の確保等

施設の利用にあたっては、安全の確保に十分ご配慮ください。事故等が生じた場合、会館は一切責任を負いませんので、特に次の事項をお守りください。

- ①貴重品類については、利用者の責任において管理をお願いします。
- ②緊急時の連絡のため、利用責任者の方は何時でも会館事務室と連絡できるようお願いします。